

<トピックス4>

身体障害者補助犬に関するお知らせ

身体障害者補助犬とは、目や耳や手足の不自由な方の生活のお手伝いをする「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。からだの不自由な方々が補助犬と一緒に当たりまえに暮らせる社会づくりのため、皆様の理解と協力をお願いします。

◎ 身体障害者補助犬の種類

・ 盲導犬

視覚障害のある方が歩行する際に付き添って目的地まで安全に誘導する犬

・ 介助犬

肢体不自由の方のため、物の拾い上げや運搬、着脱衣の補助、体位の変換、起立や歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急時の救助要請などを行う犬

・ 聴導犬

聴覚障害のある方のため、ブザー音、電話の呼出音、呼び声、危険を意味する音などを聞き分けて、必要な情報を伝えたり、必要に応じて音源への誘導を行う犬

◎ 身体障害者補助犬に係る相談窓口を開設しています。

身体障害者又は施設等の管理者は、身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する相談を、県(障害福祉課)に申出することができます。

なお、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市に在住の身体障害者及び所在する施設等の管理者は、それぞれの市に申し出てください。

◎ 身体障害者補助犬は無償貸与されます。

身体障害者補助犬の貸与は無償ですが、飼料費や予防接種代など飼育にかかる経費は貸与を受けた方の負担となります。

・ 盲導犬

社会福祉法人中部盲導犬協会にお問い合わせください。所得等に応じて飼料費の助成が受けられる場合があります。

TEL(052) 661-3111

・ 介助犬

社会福祉法人日本介助犬協会の介助犬総合訓練センターにお問い合わせください。

TEL(0561) 64-1277

・ 聴導犬

社会福祉法人日本聴導犬協会にお問い合わせください。

TEL(0265) 85-4615 FAX(0265) 85-5088

【 介助犬・聴導犬相談窓口】

名古屋市総合リハビリテーションセンター総合相談部 相談課

TEL(052) 835-4005 (ダイヤルイン) FAX(052) 838-9105